

と畜場直行生畜の輸入検疫要領

平成18年5月9日付け

18動検第74号

(と畜場直行生畜の輸入検疫要領について)

と畜場直行生畜の輸入検疫要領

下記 1 の地域から輸入し、輸入検疫終了後速やかにと畜場でと殺する生畜（牛、豚、めん羊、山羊及び馬）であって、家畜伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第 50 条第 2 項に基づき係留期間の短縮を適用するもの（以下「と殺用生畜」という。）に係る輸入検疫は、下記により実施するものとする。

記

1 と殺用生畜の輸出国

と殺用生畜の輸出国は、わが国との間にと殺用生畜に係る家畜衛生条件が合意されている国であること。

2 と畜場の指定について

(1) 規則第 50 条第 2 項に基づき家畜防疫官が指定すると畜場は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 3 項に規定する「一般と畜場」であり、その所在する場所は、以下の条件を満たす場所に所在すること。

ア 規則第 50 条第 2 項の規定により指定する方法及び経路に従って、と殺用生畜を防疫上安全に輸送することができること。

イ 家畜防疫官が容易に立ち入ることが可能な範囲に所在すること。

ウ と殺用生畜が動物検疫所から送致された当日中に当該生畜のと殺作業が終了できる範囲内に所在すること。

(2) と殺用生畜を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、規則第 50 条第 2 項に基づき、当該生畜をと殺しようとするると畜場について家畜防疫官の指定を受けるため、あらかじめ当該と畜場からと殺の承認を得た旨の書面（以下「と殺承認書」という。別添「と殺承認願の例示」を参照）を添えて、当該生畜が到着する 1 ヶ月前までに当該生畜の係留検査を担当する動物検疫所長（支所長、出張所長を含む。以下「動物検疫所長」という。）あて別紙様式第 1 号を提出すること。

ただし、と畜場から別紙様式第 2 号が提出されたときには、その提出をもって上記別紙様式第 1 号の提出に替えることができる。

(3) 動物検疫所長は、別紙様式第 1 号の提出があったとき、当該と畜場と協議し、適当と認められる場合には、別紙様式第 3-1 号及び 3-2 号をもって、と畜場として指定する旨を申請者及び当該と畜場に通知する。

ただし、と畜場から別紙様式第 2 号の提出があり、動物検疫所長が適当と認めたときは、別紙様式第 4 号をもって当該と畜場を指定する旨申請者に通知する。

(4) と畜場の指定は、原則としてと殺用生畜の輸入の都度行うが、と殺用生畜の輸入が継続して行われる場合には、1 年を限度として当該と畜場を指定することができることとする。

3 輸入検査の実施

(1) 輸入検査申請書の提出

輸入者は、と殺用生畜の到着予定の少なくとも2日前までに、輸入検査申請書を動物検疫所長あてに提出すること。この際、仕向地の欄に上記2により指定されたと畜場（以下「指定と畜場」という。）の指定番号、名称及び住所を記入するとともに、と殺用生畜のと殺に係る具体的な計画（動物検疫所からの搬出予定日時、指定と畜場への到着予定時間並びにと殺作業開始及び終了予定時間）を添付すること。また、2の(2)のただし書きにより指定されたと畜場でと殺用生畜をと殺する場合には、当該と殺用生畜に係る指定と畜場が発行したと殺承認書を添付すること。

(2) 係留検査

係留検査は、「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針」（平成12年4月27日付け12動検甲第687号）に基づき実施する。

なお、牛の場合には、「輸入される牛への耳標装着及び情報提供等に係る取扱要領」（平成14年9月19日付け14動検第563号）に基づくと殺用生畜への耳標の装着について輸入者を指導する。

4 輸入検疫証明書の交付等

3の輸入検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、係留期間終了後速やかに搬出できるよう輸入検疫証明書を交付する。

当該生畜の仕向予定通知書及び仕向通知については、「動物の輸入検疫要領」（平成18年4月7日付け17動検第1378号）に準じて都道府県畜産主務課長あて通知する。

5 指定と畜場への送致指示等

(1) 家畜防疫官は、と殺用生畜が指定と畜場へ送致されるに当たり、規則第50条第2項に基づく指示をするときは、別紙様式第5号により行う。

(2) と殺用生畜の輸入者は、当該生畜の指定と畜場への到着及びと殺終了後、別紙様式第6号により指定と畜場の到着及びと殺確認を受け、動物検疫所長に報告する。

6 家畜防疫官の立入検査

家畜防疫官は、と殺用生畜のと殺に際し、係留期間を短縮したことを補完するため、家畜伝染病予防法第51条に基づき、随時立入検査を行う。

7 協力依頼事項

動物検疫所長は、と殺用生畜を送致すると畜場の指定に当たり、指定と畜場及び管轄保健所（食肉衛生検査所を含む。）に対し、次の事項についてあらかじめ協力を依頼する。

(1) と殺用生畜の搬入からと殺開始までの間、当該生畜とその他の動物（と畜を含む。）

との接触がないようにすること。

- (2) と殺用生畜をと殺するとき、当該生畜とその他のと畜とのと殺作業の区分を明確にすること。
- (3) と殺用生畜の到着及びと殺確認を行い、別記様式第6号により証明すること。
- (4) 家畜防疫官が、と殺及び解体に当たり立入検査を実施するときの便宜供与。

別紙様式第1号

年 月 日

動物検疫所（ ）長 殿

輸入者住所及び氏名 印

輸入と殺用生畜をと殺すると畜場の指定申請について

下記のと畜場について、今回当社が（国名）から輸入する（種類、頭数）をと殺すると畜場として指定願いたく、と畜場のと殺承認書を添えて申請致します。

記

- 1 と畜場の名称
- 2 所在地
- 3 と殺予定期間
- 4 その他

（所轄保健所・食肉衛生検査所の名称・所在地等）

※注 当該と畜場のと殺承認書を添付すること。

別紙様式第2号

年 月 日

動物検疫所（ ）長 殿

と畜場の所在地
名称及び代表者の印

輸入と殺用生畜をと殺すると畜場の指定申請について

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第50条第2項に基づき、
下記に係る輸入と殺用生畜をと殺すると畜場として指定を受けたく申請致します。

記

- 1 輸入予定者
- 2 生畜の種類
- 3 と殺予定頭数
- 4 と殺予定時期
- 5 そ の 他

(所轄保健所・食肉衛生検査所の名称・所在地等)

番 号
年 月 日

(輸入者名) 殿

動物検疫所(支所・出張所)長 印

輸入と殺用生畜をと殺すると畜場の指定について

年 月 日付けで申請のあったと畜場について、家畜伝染病予防法施行規則第50条第2項の規定に基づき、下記のとおり輸入と殺用生畜をと殺すると畜場として指定します。

なお、当該と畜場へのと殺用生畜の輸送方法及び輸送経路については、別途家畜防疫官が指示することとなるので了知願います。

記

- 1 指定と畜場名及び所在地
- 2 指 定 期 間
- 3 そ の 他

番 号
年 月 日

(と畜場名) 殿

動物検疫所(支所・出張所)長 印

輸入と殺用生畜をと殺すると畜場の指定について

年 月 日付けで(輸入者名)より別添のとおり申請のあった貴と畜場について、家畜伝染予防法施行規則第50条第2項の規定に基づき、下記のとおり輸入と殺用生畜をと殺すると畜場として指定したのでお知らせします。

記

- 1 指定と畜場名及び所在地
- 2 指 定 期 間
- 3 そ の 他

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

(と畜場名) 殿

動物検疫所(支所・出張所)長 印

輸入と殺用生畜をと殺すると畜場の指定について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第50条第2項に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定と畜場名及び所在地
- 2 指 定 期 間
- 3 そ の 他

別紙様式第5号

指定と畜場直行指示書

年 月 日
指 示 番 号

殿

家畜防疫官 氏 名 印

貴殿の輸入したと殺用生畜については、下記により（指定と畜場）に送致すること。

記

- 1 種 類
- 2 頭 数
- 3 個体識別記号
- 4 発 送 月 日
- 5 輸 送 方 法（専用輸送車の種類及び番号等）
- 6 輸 送 経 路
- 7 と殺終了月日
- 8 そ の 他

注：7 と殺終了月日には、4 発送月日と同日を記入すること。

別紙様式第6号

到着及びと殺確認書

年 月 日

動物検疫所（支所・出張所）長 殿

輸入者住所・氏名 印

年 月 日付け（指定と畜場直行指示書番号）にて指示を受けたと殺用生畜は下記のとおり到着しと殺したので報告します。

記

- 1 種類
- 2 到着年月日
- 3 到着頭数
- 4 事故頭数
- 5 と殺期間
- 6 結果
- 7 適要

上記のとおり相違ないことを証明する。

_____ と畜場長 _____ 印

別 添（と殺承認願の例示）

年 月 日

と畜場長 殿

住所・氏名 印

輸入と殺用生畜のと殺承認願

今回当社が輸入すると殺用生畜について下記のとおり、貴場でと殺することを承認していただきたくお願いします。

記

- 1 種 類
- 2 仕 出 国
- 3 と殺予定頭数
- 4 と殺予定期間
- 5 そ の 他

上記の件について承認する。

年 月 日

_____と畜場長_____ 印